

出展規約

申し込みの前によくお読みください

1.出展料の振込

(1)本出展案内もしくは、本展示会HPからの出展申込みの内容に基づき、主催者の株式会社リフォーム産業新聞社より請求書をご担当者様に送付させていただきます。入金締切日までに出展料をお振込みください。(2)出展料を含め本展示会に関する全ての請求についての振込手数料は出展者が負担するものとします。(3)振込先口座は請求書をご参照ください。(4)申込締切日以降の出展申込み企業については、申込み時点での出展契約が成立したと見なし、万が一キャンセルした場合、本規約に基づいたキャンセル料が発生します。

2.小間位置の決定

小間位置は、出展規模、出展製品等を総合的に勘案して事務局が決定致します。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

3.ブースレイアウト発表・出展者マニュアルについて

2023年5月を目途にブースレイアウト、出展準備要項、プロモーション実施計画等を出展者へお知らせ致します。

4.展示に関するルールの概要

(1)出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。その関連・関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、自社小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。(2)出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容に変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出をし、許可を得なければなりません。(3)装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展者マニュアル・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。(4)出展者は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・営業行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。(5)出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他の出展者や来場者の迷惑となる行為を行ってはいけません。実演などが他の出展者や来場者に多大な迷惑を与えると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。(6)出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。(7)本展示会会期中および会期後に他の出展者や来場者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申し込み拒否などの申し入れを行う権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。(8)本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。(9)出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。(10)出展者は自己の責任で出展物と私物等を管理するものとします。主催者は自らの責に帰すべき事由を除き、事故、損害、盗難等について責任を負いません。(11)本展示会が終了した際、出展者は主催者に対し、出展ブースを原状に回復して、明け渡さないといけません。ブース明け渡しが行われないことによる損失が発生した際は、処理に発生した費用を出展者に請求させていただきます。(12)展示会で発生した使用済みの資材やブース装飾部材などの廃棄物は出展者の責により、お持ち帰りください。放置された廃棄物による処理代が発生した際は、会期終了後、出展者に処理費用の実費を請求させていただきます。

5.出展のキャンセルについて

(1)出展受理後のキャンセルは会期1か月前までです。事務局宛に事由書を提出の上、主催者の承認を得た場合でなければ認められません。やむなく出展の取り消しもしくは申込み内容の変更(小間数の一部キャンセルを含む)を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局に提出し、承諾を得てください。(2)出展申込み以降、やむなく出展の取消もしくは申込み内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料をお支払ください。なお、取消料の発生は事務局が出展者からの取消通知書面を受領した日を基準とします。

【出展取消料】

出展申し込み日～2023年3月31日の場合 …出展料金(税込)の50%

2023年4月1日以降の場合 …出展料金(税込)の100%

6.各種書類の提出

出展者は、「出展者マニュアル・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を

指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

7.会期変更の取り扱いについて

出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変更などを理由として出展を取り消すことはできません。

8.出展料金の返金について

主催者が展示会開催を事前に中止した時は、既納出展料金から下記に定める金額を返金します。また、主催者が会期変更(延期)を行った場合は、やむを得ない場合を除き既納出展料金の返金は行わないものとします。

【展示会中止による既納出展料金の返金割合】

- ・政府もしくは、各自治体の要請による展示会中止の場合 …出展料金の50%
- ・主催者による判断で展示会中止の場合 …出展料金の70%

9.展示会中止の判断

(1)主催者は戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因により展示会の開催が著しく困難となった場合、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。出展者は、この決定及び実行により、被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また、主催者は、出展者に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。(2)出展者が、本展示会への出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、5項目に定める規程によりキャンセル料を支払わなければなりません。

10.出展要領と規程の遵守

出展者は、本要領の内容および出展案内、今後配布する出展者マニュアル等の記載事項を予め了承いただき、遵守することを約束の上、本展示会への出展申込をされるものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を受け付けません。

11.出展申込契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は出展者に何らの催告なく本契約を解除する権利を有するものとし、この場合、主催者が被った損害は出展者に請求され、出展者はその損害を賠償しなければなりません。また本契約を解除された出展者が将来的に本展示会へ出展を希望した場合、主催者はこれを拒否する権利を有するものとします。①出展料の全部または一部を支払わない場合 ②出展対象以外のものを展示した場合 ③禁止行為を、禁止の解除承認なく行った場合 ④出展小間を展示会出展以外の目的に使用した場合 ⑤出展小間を使用しない場合 ⑥著しく本展示会の信用を失墜する行為があった場合 ⑦その他本要領および出展者マニュアルに違反した場合。また、出展申込後、来場者や他の出展者に対する迷惑や運営上の妨害等が予想されると主催者が判断した場合、即時の契約解除ができるものとします。

12.所轄裁判所

本契約から生ずる権利義務についての争いが生じた場合、東京地方裁判所を第一審所轄裁判所とすることに出来ます。

13.事故及び責任

(1)出展社は出展物の搬出入、展示、実演、撤去、車両の出入り等に際し、最新の注意を払い事故の発生防止に努めます。万が一事故が発生した際は、主催者が自らの責に帰すべき事由を除き、出展者が一切の責任を負うものとします。

(2)主催者は出展者に対し、事故の防止を目的に作業の中止・制限など、必要な措置を命ずることができます。出展者はそれに応じるものとします。

14.その他規約

(1)本申込書の記載内容は、HP、DM、パンフレットなどの作成時に参考にします。また、請求書の発行をはじめ、展示会事務局からの各種連絡、本展示会の関連広告のご案内に使用します。(2)出展者は、出展者相互間や第三者を問わず出展小間を転売・譲渡・転貸・交換等することはできません。(3)設営期間中・会期中を問わず、所轄消防署検査・所轄保健所検査・展示会場検査その他、立ち入りの必要があると主催者が判断した場合は、出展者の同意の有無にかかわらず小間内への立ち入り検査を行なうことがあります。